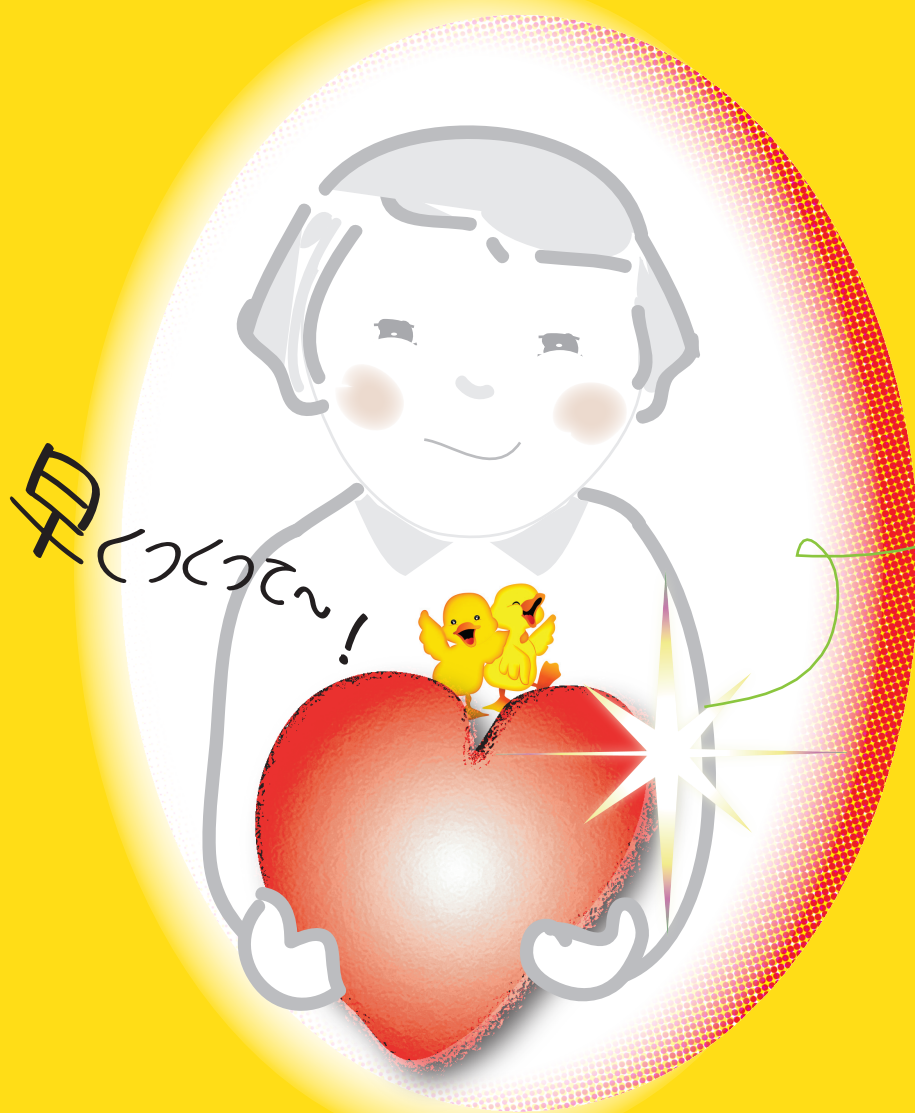


『医療基本法の制定に向けて』

～与えられる医療から**参加する医療へ**～

医療基本法

要綱案



患者の権利法をつくる会

「医療基本法」制定への呼びかけ

**医療のあるべき姿を確立しましょう！
みんなが協同できる医療の形を育てましょう！**

医療基本法は、1972年に国会に上程されたものの成立しないまま忘れ去られ、はや40年以上が経過してしまいました。

その間、医療をめぐる社会的状況はおおしく変わりました。

患者の権利運動の昂揚、薬害事件・医療事故多発等による医療不信、21世紀に入って顕在化してきたいわゆる「医療崩壊」現象。このような様々な問題の解決をめざして、いま改めて医療基本法の制定が強く求められています。

患者と医師をはじめとするすべての医療関係者は、たがいに信頼し、協力をするのが本来の姿です。そのようなあるべき医療を実現するために、医療のあらゆる担い手（ステークホルダー）がなっとくし、自らの役割を積極的に果たすことのできる「医療基本法」を一日も早くつくりたいとわたしたちは願っています。

長いこと凍結状態だった「医療基本法」を一日も早く誕生させるために、いっしょに力をあわせていきましょ。



このパンフレットは、患者の権利法をつくる会が提案する「医療基本法案」について説明したものです。

もくじ

～このパンフレットで伝えたいこと～

1. どうして「医療基本法」が必要なの？ …3
2. 私たちが考える「医療基本法」はこうです。 …5
3. 患者の権利とは？ …7
- 【コラム】
「医療基本法」と「患者の権利法」との関係 …8
4. 医療をめぐる問題：
もうすこし具体的にズームアップ
①医療の地域格差は解消するの？ …9
②経済的事情で医療を受けられない人は？ …10
③医療事故は防止できるの？ …11
④患者の権利は守られるの？ 苦情の解決は？ 12
5. 患者の権利法をつくる会が提案する
『医療基本法要綱案』前文と目次 …13

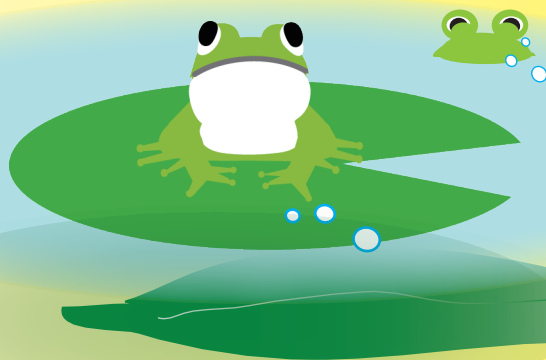
どうして「医療基本法」が必要なの？

★「医療基本法」でめざすものは？

信頼できる医療の確立です。

わたしたちの「医療基本法」は、①基本的人権としての患者の権利と、②医療のあらゆる担い手（ステークホルダー）の役割（責務と権限）を明らかにしています。

これによって、憲法で保障されている幸福追求権や生存権を実現し、信頼できる医療の確立を図ります。



★「医療基本法」ってなに？

すべての人には医療を受ける権利があります。その権利を支えるために必要なことが示された医療制度の大黒柱になる法律です。

「基本法」とは、憲法と個別の法律との間にある特定の行政分野における「親法」です。具体的には、憲法の理念に沿って、その行政分野の政策理念、基本方針を示すとともに、その方針に沿った措置を講ずべきことが定められます。「基本法」と矛盾する個別法があれば、国会にはそれを是正する責務があります。

日本には既に40本以上の「基本法」があるのに、たいへん重要な行政分野である医療には、まだ「基本法」がありません。

★なぜ いまのままでダメなの？

あちこち修理しないと医療がたちゆかなくなっています。

医療に関してはたくさんの法律がありますが、みな、その時々必要性に応じて制定されたもので、さまざまな矛盾を抱えています。患者にも、医療に携わる人びとにとっても納得がいかないことが数多くあり、その解決は容易ではありません。重要なことは、医療を、今までのように、患者と医療関係者との間の私的な問題として扱うのではなく、国や地方自治体が「公共政策」として責任をもって、医療の充実とそれに必要な財政のコントロールを行うことです。さまざまな問題を、整合性をもって解決し、憲法の保障する基本的人権を実現するためには「医療基本法」の制定が必要不可欠です。

私たちが考える「医療基本法案」は こうです。

五つの大きな特徴

① 医療がめざすのは「健康」！

医療のめざすべきものが、WHO憲章の定義する「健康」であること、つまり、肉体的、精神的だけではなく社会的にも良好な状態であることを明らかにしました。

② 医療制度の目的は患者の権利擁護！

医療制度の目的は、医療に関する基本的人権の擁護にあります。「医療に関する基本的人権」＝「患者の権利」を具体的に列挙し、その権利擁護を、医療従事者の責務であるとともに権限であると位置付けました。

③ 医療の公共性を重視！

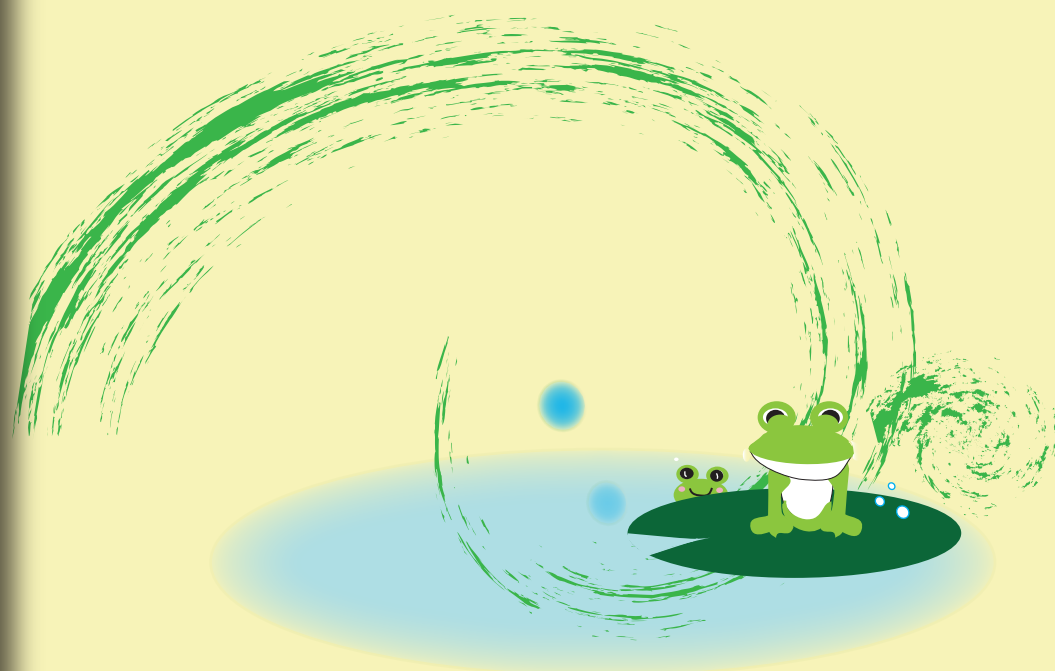
医療は、人の生命及び健康並びに基本的人権に直接かかわるものであることから、高度の公共性が求められます。従来の、民間事業規制型の医療制度から、公共性の高い医療制度への転換をめざします。

④ 医療には患者・市民参画が必要不可欠！

患者の権利を実現するために、日常医療での患者参画はもちろん、医療政策の決定過程への患者・市民参画を権利として位置付けています。国及び地方公共団体に対し、そのための制度整備を義務付けるとともに、患者団体の健全で自律的な活動を促進することを求めました。

⑤ 医療に関わるすべての人に役割がある！

医療に関わるのは、患者や医療従事者だけではありません。国、地方公共団体はもちろん、健康保険の保険者や、製薬会社などの事業者も重要な役割を担っています。そういったすべての関係者の役割を明らかにしました。



患者の権利とは？

医療制度の目的は、患者の権利擁護です。では、患者の権利とは具体的にどのようなものなのでしょうか。



日本国憲法は、13条で個人の多様な価値観を前提とした幸福追求権を、14条で法の下での平等を、25条で健康で文化的な生活を営む権利を保障しています。健康を維持するためには医療へのアクセスが必要であり、多様な価値観を実現するためには自己決定権の保障が不可欠です。また、医療における差別は許されません。

わたしたちの「医療基本法要綱案」は、その総則で、「最善かつ安全な医療を平等に受ける権利」、「医療における自己決定権」、「医療に関する参加権」、「学習権」、「病気または障害を理由とする差別を受けない権利」を医療における基本的人権として挙げています。これらは、憲法上の基本的人権を、医療の場における権利として具体化したものです。

さらに、「患者の権利及び責務」の章では、より具体的に、医療における個人の尊重、カルテ開示を求める権利、知る権利、自己決定権、不当な拘束などの虐待を受けない権利、臨床試験における権利、医療被害の救済を受ける権利、苦情の解決を求める権利等を定めています。

国及び地方公共団体は、これらの患者の権利を保障するための医療制度を構築する責務を負います。その際には、医療と介護に谷間や障壁が生じないように十分に配慮しなければなりません。また、医療従事者にとっては、患者の権利を守ることは責務であるとともに権限であると位置付けられ、その立場から、国・地方公共団体への積極的な働きかけを行うことが期待されます。



コラム

「医療基本法」と「患者の権利法」との関係



1970年代前半、医療のグランドデザインを求める動きの中から「医療基本法」の必要性についての議論がなされ、国会にも法案が上程されました。けれど、当時の法律案の目的はもっぱら医療の供給体制の維持に向けられ、「患者の権利」の視点は抜け落ちていました。

1980年代に入ると、インフォームド・コンセントをはじめとする患者の権利の重要性が指摘され、「患者の権利宣言」運動が展開されるなど、少しずつ患者の権利についての議論が深まっていきました。

患者の権利法をつくる会が設立され、「患者の権利法要綱案」（患者の諸権利を定める法律要綱案）を発表したのは1991年ですが、そのめざすものは患者の権利を基軸としてわが国の医療制度を再編成することでした。ですから、患者の権利法要綱案は、単に患者の権利のカatalogではなく、国や地方自治体、医療機関や医療従事者の役割についても定めていました。

医療政策による未曾有の人権侵害であるハンセン病問題をうけ、2006年に設置された「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」は、2009年に発表した報告書において、患者の権利について法律に定めるだけでは十分ではなく、患者の権利を守るという医療従事者の権限と責務という観点から、法体系を見直すことが必要だとしました。具体的には、医療の基本法という形で、国・地方公共団体の責務や医療従事者の責務について規定し、それによって医療に関係する法律や規則の再編成を図るべきだと提言したのです。

この提言を受けて患者の権利法要綱案の見直しについての議論を始めた私たちは、「医療基本法」という形で新たな法律案を示すべきとの結論にいたり、「医療基本法要綱案」を提案することになったのです。

だから、わたしたちの「医療基本法要綱案」は、患者の権利法要綱案の進化した形なのです。

医療基本法案は、患者の権利法案の **進化形**。

もうすこし具体的にズームアップ

▶医療の地域格差は解消するの？

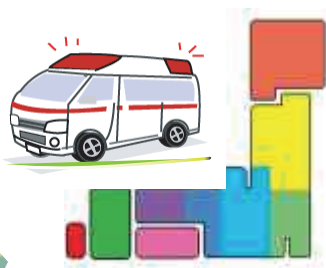
国や地方公共団体には、国民及び地域住民が、居住する地域にかかわらず、平等に最善かつ安全な医療を受ける権利を保障する責任があります。

そのため、医療基本法要綱案は、医療の地域格差解消を、国及び地方公共団体の重要な課題として位置付けています。

地域格差を解消するためには、地域の実情に応じたさまざまな施策が必要です。医療スタッフや医療施設の整備を図るために、国は医療基本計画を、都道府県は地域医療計画を定めることとなりますが、それらの計画を定めるにあたって、基本法要綱案では、医療の地域格差を解消するために国と都道府県とがお互いに協議することと、患者団体、医療施設団体、医療従事者団体など関係者の意見が十分反映されるよう適切な措置を講ずることを求めています。

このような手続を経た上で、国や地方公共団体は、地域格差を解消に必要な法改正や予算措置を行わなければなりません。

それを「国や地方公共団体の基本的責務」と位置付けるのも、この医療基本法の役割です。



国・地方公共団体が責務を果たすことにより地域格差を解消することができます。



もうすこし具体的にズームアップ

▶経済的事情で医療を受けられない人は？

医療基本法要綱案は、医療に関する基本的人権として「すべて人は、その経済的負担能力、政治的、社会的地位や、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、疾病の種類等に関わりなく、最善かつ安全な医療を受ける権利を有する」と定めています。

経済的に苦しい時でも、最善で安全な医療が受けられるようにするためには、医療保障制度の充実が必要です。そのため、国及び地方公共団体に対しては、国民及び地域住民が、経済的負担能力にかかわらず最善で安全な医療を受けることができるように、医療保障制度を整備することを義務付けています。

このような医療基本法の下では、健康保険料の支払ができない人から健康保険証を取り上げるような運用は許されません。また、窓口での一部負担金が支払えない人でも、必要な受診を控えないですむような制度運用の徹底が求められます。



医療基本法要綱案は、経済的事情にかかわらず最善で安全な医療を受ける権利を保障しています。



▶医療事故は 防止できるの？

患者には、最善で安全な医療を受ける権利があります。そのため、医療基本法要綱案は、国及び地方公共団体に、医療安全確保のために必要な措置をとることを求めています。

現実の医療は決して安全なものではありません。2006年3月の「医療事故の全国発生頻度に関する研究」に基づけば、入院中の予期せぬ出来事によって、年間4万人を超える患者の死亡が早まり、うち防止できる可能性が高かったものだけでも2万人を超えるとの推計もあります。

医療事故の再発を防止するためには、適切な事故調査が必要です。基本法要綱案は、国に医療事故調査のための第三者機関を設置するとともに、医療施設の開設者に対し、医療事故の原因究明に努めることと再発防止策を講ずることを求めています。

2014年に医療法が改正され、2015年10月から、医療事故調査制度が発足しますが、この制度が医療安全の確保にやくだつものになるかどうか予断を許しません。わたしたちの医療基本法の理念のもと、公正で透明性のある医療事故調査が実施され、その結果が広く社会に共有されれば、医療事故の再発を防止することができ、医療事故で悲しい思いをする人は減っていくはずです。



基本法要綱案に基づいて
院内事故調査と、第三者機関の
医療事故調査とが適切に機能すれば、
医療事故を防止することができます。



▶患者の権利は守られるの？ 苦情の解決は？



医療基本法要綱案は、医療における個人の尊重、カルテ開示を求める権利、知る権利、自己決定権、不当な拘束などの虐待を受けない権利、臨床試験における権利など、患者の諸権利を定めています。これに対応して、医療に関わる全ての関係者は、患者の権利を守る責務を負います。

しかし、医療の現場において、時にこれらの権利がないがしろにされることがあります。

患者の権利が侵害されたと感じたとき、医療基本法要綱案では、医療施設の開設者に対して苦情を申し立て、迅速かつ適切な調査と解決を求める権利があると定めています。医療施設の開設者は、苦情の申し立てを受け、患者の苦情を解決するため適切な措置を講じなければなりません。そのほかに、地方公共団体は、患者の苦情を受け付け、苦情が迅速かつ適切に解決できるよう援助する機関を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。

患者の権利侵害の最たるものは医療事故被害として現れます。医療基本法要綱案は、事故が起こった場合に救済を受ける権利を定め、医療施設の開設者や医療従事者は、患者・家族・遺族に対して誠実に対応しなければならないとしています。

このように医療基本法は患者の権利を守るための土台となるものです。



泣き寝入りしなくていいんだ！

基本法要綱案は、
苦情の解決を求める
権利を保障しています。



患者の権利法をつくる会が提案する 「医療基本法要綱案」 前文と目次

前文

日本国憲法は、生命、自由、および幸福追求に対する国民の権利について最大の尊重をすべきことを表明するとともに、すべての国民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを確認し、国が、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めるべきことを明らかにしている。医療は、人々の幸福追求権と生存権の実現に必要な不可欠なものであり、医療制度は、それらの基本的人権を擁護するためにある。

我が国は1961年以来国民皆保険制を採用し、医療を受ける権利の保障に努めてきた。患者の自己決定権に関する認識も拡がり、インフォームド・コンセントの実践も普及しつつある。しかし、重大な医療事故の多発、繰り返される薬害等により国民の医療に対する信頼は大きく揺らぎ、またその一方では、社会構造の変化による所得格差や地域条件あるいは診療科における医療供給体制の不足等により、医療を受ける権利自体が脅かされ、医療の選択にかかる自己決定権も空洞化する状況が指摘されている。

このような状況を克服し、患者の自己決定権の尊重を含めた最善かつ安全な医療を、すべての人が必要な時に受けられる医療制度を確立するためには、国・地方公共団体や医療の提供にあたる者のみならず、医薬品、医療機器等の産業、医療保険の保険者等医療に関わる全てのステークホルダーが、そしてまた国民自身が、医療の基本理念に立ち返り、それぞれの責務を果たしていくことが求められる。

以上の目的により、すべての医療関係諸法規の整理・整備をはかるための基本法として、この法律を定めるものである。

I 総則

- 1 目的
- 2 医療の基本理念
- 3 医療における基本的人権
- 4 国及び地方公共団体の基本的責務
- 5 医療従事者の権限と責務
- 6 国民の責務

医療基本法要綱案

患者の権利法をつくる会

II 患者の権利及び責務

- 1 個人の尊重
- 2 自己情報に関する権利
- 3 知る権利
- 4 自己決定権（インフォームド・コンセント）
- 5 不当な拘束などの虐待を受けない権利
- 6 臨床試験における権利
- 7 医療被害の救済を受ける権利
- 8 苦情の解決を求める権利
- 9 患者の責務

III 基本的施策と国及び地方公共団体の責務

- 1 医療保障制度の整備
- 2 医療供給体制の整備
- 3 療養環境の整備
- 4 医療計画
- 5 医療安全の確保
- 6 医薬品及び医療機器に関する国の責務
- 7 医療に関する情報の提供
- 8 医療技術等の向上
- 9 医療政策決定過程における民主性及び透明性の確保
- 10 患者の権利擁護
- 11 患者団体等の活動の促進

IV 医療施設の開設者及び医療従事者の責務

- 1 医療施設の開設者及び医療従事者の基本的責務
- 2 医療安全の確保
- 3 医療に関する情報の提供
- 4 結果報告義務
- 5 誠実対応義務
- 6 患者の苦情の解決

V 医療に関するその他の関係者の責務及び関係諸団体の役割

- 1 医療施設団体及び医療従事者団体の役割
- 2 保険者の責務
- 3 事業者の責務
- 4 事業者団体の役割
- 5 患者団体等の役割

VI 附則

- 1 関係法令の制定または改廃
- 2 公的医療機関と私的医療機関との役割分担に関する検討事項
- 3 医療保険に関する検討事項



[参考資料一覧]

【下記資料の●印は患者の権利法をつくる会から入手でき、
それ以外の資料はインターネット検索で入手できます。】

●「医療基本法要綱案（案文と解説）」

患者の権利法をつくる会（2013 年）
<http://kenriho.org>

★全文はこちら ↑ から見る事が出来ます。

- ◎「与えられる医療から参加する医療へ = 患者の権利法要綱案パンフレット = (6 訂版)」(2005 年)
患者の権利法をつくる会
- ◎「原文対訳：ヨーロッパにおける患者の権利の促進に関する宣言」患者の権利法をつくる会編（1995 年）
- 「世界保健機構（WHO）憲章」（1946 年）
- ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書
- 厚生労働科学研究「医療事故の全国的発生頻度に関する研究」（2006 年）
- 日本医師会医事法関係検討委員会「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言（最終報告）」（2014 年）

★下記のご要望があれば、患者の権利法をつくる会までご連絡下さい。

- ◎ このパンフシットをみんなに配りたいので、送ってほしい！
- ◎ 医療基本法要綱案についてもっと詳しく知りたいので、冊子「医療基本法要綱案（案文と解説）」がほしい！
- ◎ 勉強会をしたいので講師を派遣して欲しい。
- ◎ 患者の権利や医療基本法に関するイベントに参加したいので、情報がほしい
- ◎ 医療基本法に関心がある。できることがあれば協力したい。
- ◎ 患者の権利法をつくる会に入会して一緒に活動したい！



「医療基本法」の制定に向けて、
みなさまの積極的なご参加を
お待ちしております。

患者の権利法をつくる会

〒812-0054

福岡市東区馬出 1-10-2 メディカルセンタービル九大病院前 6 階

■TEL 092-641-2150 ■FAX 092-641-5707

e-mail info@kenriho.org <http://kenriho.org>